

辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託
事業者選定公募型プロポーザルに関する
様式第6号「質問書」に対する回答
【第一回】

様式第6号「質問書」に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	事業者選定公募型プロポーザル実施要領	12	4	(8)	オ	閲覧資料	閲覧可能な資料について、データをご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、データをご提供いただけない場合、複写、スキャン、写真撮影、メモ作成の可否をご教示願います。	閲覧資料については、閲覧会場外への持ち出しは不可とさせていただくため、写真撮影及びメモで対応をお願いします。なお、データ提供は予定しておりません。
2	事業者選定公募型プロポーザル実施要領	12	4	(9)	ア	提出する書類	提案書及び見積書の提出について、「原本」と「写し」とありますが、表紙やファイルへの明記方法、押印の要否、社名及び社名を類推させる記載の有無、内容差の有無など、原本と写しで区別すべき事項があればご教示ください。	「原本」と「写し」の表紙やファイルへの明記方法について指定はございませんが、「原本」と「写し」が区別できるようにしてください。 押印の要否につきましては、「原本」に押印していただき、「写し」については「原本」の写しをお願いいたします。 また、提案書については、指定様式を除く各ページへの「社名及び社名を類推させる記載」は避けていただくようお願いいたします。
3	事業者選定公募型プロポーザル実施要領	12	4	(9)	イ	作成にあたっての留意事項	「合計枚数は30枚程度（表紙含む。）」とありますが、ここでいう「枚数」とは片面1枚単位との理解でよろしいでしょうか。また、提案書本編以外の付属資料や図面等については、合計枚数30枚に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要領（P13）記載の通り、A 4_30枚程度とし、両面60ページを最大としてください。（付属資料や図面等は枚数から除く）
4	事業者選定公募型プロポーザル実施要領	14	5	(2)	ウ	審査項目	プレゼンテーションでは提案書に記載のない追加提案は認めないとありますが、提案書記載内容の補足説明及び補足図表等は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
5	事業者選定公募型プロポーザル実施要領	14	5	(2)	ウ	審査項目	「プロジェクター等が必要な場合は事前に相談すること。」とありますが、貴市にて準備可能な機材（プロジェクター、スクリーン、接続端子、延長コード等）及び参加者が持参すべき機材の範囲についてご教示願います。	本市で用意できる機材は、「プロジェクター、スクリーン、接続端子、延長コード」となります。
6	業務要求水準書	6	4	12	3	受託者工事予定書に基づく修繕	受託者は毎年度3月末までに翌年度から10年間の受託者工事予定書を提出するとありますが、契約期間外を含む10年間という長期の計画については、事後保全対象の機器も多く含まれることから、現時点では概略的な計画にならざるを得ないものと認識しております。このため、本工事予定書として詳細提示が難しく（10年先の状況が不確定）、対象機器や補修の考え方を整理した大まかな計画（大規模補修計画に相当する自由様式）として提出する想定との理解でよろしいでしょうか。	可能な限り詳細な計画を求めますが、詳細な内容については協議いたします。
7	業務要求水準書	8	5	17	2	業務の報告	「月報と年報を作成し月末から7日以内に提出」とありますが、7営業日と読み替えてよろしいでしょうか。	原則、7日以内でお願いします。

様式第6号「質問書」に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	業務要求水準書	12	別紙1		(4)	用水設備	対象施設に「用水原水槽」と記載がありますが、対象範囲としては原水ポンプとの認識でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
9	業務要求水準書	14	別紙2	2	(2)	保全管理業務	参照先として、「別紙29に示す業務を含む。」との記載とありますが、該当箇所との整合がとれないため、正しい参照先の別紙をご教示ください。	参照先については記載の通りです。
10	業務要求水準書	14	別紙2	2	(2)	保全管理業務	「機能を保つために必要な消耗品の交換」とは、(1)と同様に「汎用工具と汎用部品を用いて現場にて実施できる程度の範囲内」との認識でよろしいでしょうか。	「機能を保つために必要な消耗品の交換」とは、「別紙14 経費の負担」に示す消耗品と考えており、必ずしも「汎用工具・汎用部品」を用いてという限定ではございません。
11	業務要求水準書	15	別紙2	7・8	(4)	焼却灰・廃砂等の産業廃棄物の処分 菌体りん酸肥料生産にたいする協力	「焼却灰の肥料利用について、市の施策に協力」及び「菌体りん酸肥料生産に対する協力」とありますが、協力内容によっては受託者に過度な負担が生じる可能性もあるため、実施内容・範囲については都度協議の上で対応させていただくものと理解してよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
12	業務要求水準書	15	別紙2	8		菌体りん酸肥料生産にたいする協力	「菌体りん酸肥料生産に対する協力」とありますが、当該肥料の生産品質の管理・保証については、受託者の責任範囲に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
13	業務要求水準書	16	別紙2	10	(2)	ストックマネジメント業務	「実施方針の見直し作業に協力」とありますが、協力内容によっては受託者に過度な負担が生じる可能性もあるため、実施内容・範囲については都度協議の上で対応させていただくものと理解してよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
14	業務要求水準書	16	別紙2	12		その他、委託者、受託者双方で協議し決定した業務	「その他、委託者、受託者双方で協議し決定した業務」とありますが、新たな費用負担を伴う追加業務が含まれる場合、当該業務に係る費用も精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則ご推察のとおりですが、詳細は協議の中で決定するものとします。
15	業務要求水準書	18	別紙3			保全管理等要求水準	契約満了時の施設状態について、「契約締結時に引き渡した時の健全度と同等以上」とありますが、ここでいう比較対象は、契約締結時点の施設機能確認書に記載された健全度評価との理解でよろしいでしょうか。また、同等以上の健全度とは、経過年数を除いた評価との理解でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。（ご質問の施設機能確認書は施設機能報告書と読み替えて回答します）
16	業務要求水準書	28	別紙6			流入基準	表1に示されている大清水浄化センターからの受入汚泥における脱水汚泥含水率（71.6%～85.0%）について、当該範囲では運転に支障が生じるため、数値をご確認のうえ、正しい値をご教示いただけますでしょうか。	脱水汚泥含水率については、過去実績を基に設定しているため、運転に支障が生じるものとは考えておりません。なお、脱水汚泥含水率に起因して運転に支障が生じた場合は、協議いたします。

様式第6号「質問書」に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	業務要求水準書	28	別紙6			流入基準	「※受託者は、脱水施設の処理能力を超える濃縮汚泥量、濃縮汚泥濃度の著しい低下、(中略)要求水準を満たせない場合は別紙15で委託者に報告」とありますが、ここでいう「濃縮汚泥量、濃縮汚泥濃度の著しい低下」とは、「表1 本業務委託における流入基準」に示される範囲外になった場合と読み替えてよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
18	業務要求水準書	59	別紙14	1	(9)	消耗品等	(9) 機器消耗部品(直接経費積み上げ分)として、ア～エの部品の参考数量が示されておりますが、当該数量はあくまで参考数量であり、実際の積み上げ数量については、受託者の判断により適切な数量を計上できる(変更してよい)との理解でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
19	業務要求水準書	67	別紙20	4	(3)	契約関係	マニフェストにおいて排出事業者を藤沢市とする指定がございますが、廃棄物処理法第12条の3第1項の観点からは、本業務を受託する場合、排出事業者は受託者となる必要があるものと認識しております。また、産業廃棄物処理に係る契約については、搬出事業者と収集運搬業者間で締結する必要があることから、マニフェスト上の排出事業者の記載については変更が困難と考えております。このため、実際の運用においては、排出事業者名を受託者とする対応で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	排出事業者名を受託者とすることも可とします。
20	業務要求水準書	71	別紙21	4	(3)	契約関係	マニフェストにおいて排出事業者を藤沢市とする指定がございますが、廃棄物処理法第12条の3第1項の観点からは、本業務を受託する場合、排出事業者は受託者となる必要があるものと認識しております。また、産業廃棄物処理に係る契約については、搬出事業者と収集運搬業者間で締結する必要があることから、マニフェスト上の排出事業者の記載については変更が困難と考えております。このため、実際の運用においては、排出事業者名を受託者とする対応で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	排出事業者名を受託者とすることも可とします。
21	業務要求水準書	74	別紙22	2	(3)	測定回数	ア及びイでは測定の予定時期が記載されていますが、当該時期はあくまで目安であり、設備の運転計画等に応じて、委託者と受託者の協議により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
22	業務要求水準書	84	別紙25			健全度調査業務	「別紙25-1」と「表 健全度実施周期(参考)」との間で内容の整合が取れないため、どちらを正とすべきかご教示ください。また、別紙25-1に基づく場合であっても、運用の中で管理区分(状態監視保全から時間基準保全や事後保全等)が変更となった場合には、調査対象設備及び調査項目についても、委託者と受託者の協議により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	「別紙25-1」につきましては、健全度調査対象設備及び調査項目の一覧であり、「表 健全度実施周期(参考)」につきましては、現業務委託における健全度調査の実施状況になります。「別紙25-1」で定めた健全度調査を基本とし、周期等については提案可としております。

様式第6号「質問書」に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
23	業務要求水準書	105	別紙27			責任範囲	リスク分担表において、不可抗力リスクは委託者・受託者双方負担となっておりますが、一方、別紙28「2 緊急時、災害時対応に対する精算」では、災害時に受託者が緊急対応を行った場合、委託者との協議のうえ別途精算とあります。また、第8条第4項及び別紙8(5)では、天災等のやむを得ない事象により受託者に追加費用が生じた場合、当該費用を委託者へ請求できる旨の記載があります。これらを踏まえると、不可抗力に起因する追加費用は委託者負担であり、受託者は不可抗力リスクの負担者には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	受託者は不可抗力リスクの負担者に該当します。受託者リスクの一例として、災害に起因し、焼却炉が長期運転不可となったことによる減額の契約変更等が想定されます。
24	業務要求水準書	107	別紙28	1	(2)	変動要素の見直しの基本的な考え方	本記載では、変動要素の見直しを翌事業年度の業務委託費を設定する時期(6月)に行い、その結果を翌事業年度の業務委託費へ反映するものと理解しております。この場合、見直し実施時点から実際の費用反映まで一定の期間(約10か月程度)が生じることとなり、その間の物価変動については受託者側で負担することとなります。また、10か月の期間が生じることで、反映された費用と実勢価格との乖離が大きくなり、受託者にとって過度な負担となります。よって、可能な限り、見直し時期と反映時期とのタイムラグを低減できる仕組みとしていただきたく、記載内容の見直しを強く要望いたします。	要求水準書別紙28 1(2)(カ)記載のとおり、「変動要素の見直し時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅な乖離が生じた場合、委託者と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。」ため、本事象が生じた場合には委託者と受託者との協議といたします。
25	業務要求水準書	109	別紙28	2		緊急時、災害時対応に対する精算	災害時に受託者が緊急対応を行った場合について、「委託者側が負担することが適当と認められた場合に別途精算」とあります。委託者が「適当でない」と判断する際の基準や具体例をご教示願います。	災害時に適当でない判断する際の基準や具体例につきましては状況により対応が異なるため、協議によるものとします。
26	業務要求水準書	110	別紙28	2	(3)	その他	「合理的かつやむを得ない理由であると委託者が認めた場合」は委託費用の見直しが可能とありますが、たとえば、工事労務単価や資機材価格の著しい高騰、想定外の劣化進行などもこれに該当するとの理解でよろしいでしょうか。	工事労務単価や資機材価格については要求水準書別紙28 1(2)変動要素の見直しの基本的な考え方(エ、オ、カ)の通り、大幅な乖離があれば協議により変動要素の見直しをします。想定範囲外と認められる場合は協議といたします。
27	業務要求水準書	110	別紙28	4		ユーティリティの臨時調達	委託者の契約先から調達できない場合に受託者へ臨時調達要請ができるとありますが、当該調達に伴う調達責任、価格変動リスク、納期遅延リスク等について、受託者に帰責されないとの理解でよろしいでしょうか。また、昨今の中東情勢等の影響により、ユーティリティそのものが調達できない可能性もありますが、その場合も同様に、受託者がリスクを負担することはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
28	その他						発注機関(「コリンズの登録等に関する規約」第3条二十四号)が対象外であることから、登録義務は不要との考えで宜しいでしょうか。	本件は工事契約ではなく業務委託契約となることから不要と考えます。